

第 1959 回 定例研究会報告要旨（6月22日）

予防原則の争点

EU と米国の対立を中心に

藤岡 典夫

「予防原則」(precautionary principle) は、元来環境保護政策の分野で生成・発展してきたものであるが、今日、食品安全問題との係わりの中で、EU と米国との農産物貿易紛争の焦点の一つになっている。この論議において、EU が予防原則推進側で、米国が反対側である。しかし、米国も、予防原則を明記したといわれる「環境と開発に関するリオ宣言」(1992年)に賛成しており、また、不確実性に直面する中で行われる「予防」または「予防的アプローチ」を認めている。それでは、EU と米国の考え方は何が異なるのだろうか、という問題意識から、本報告では、WTO ホルモン牛肉事件における両者の主張および欧州委員会「予防原則に関するコミュニケーション」(2000年)等を基に、米・欧間の予防原則に関する争点を整理・検討した。併せて、最も徹底した予防原則を主張する環境 NGO によるウィングスプレッド声明(1998年)の考え方も比較対象に加えた。

その結果、予防原則に関する争点を、リスク分析の枠組みの範囲内で捉えるか、予防原則発動の前提要件として、ある程度の悪影響の確実性が必要か、費用便益分析を採用するか、予防原則に基づく措置は、暫定的性格のものとするか、立証責任の転換の効果を確認するか、慣習国際法上の原則になったといえるか、の6点に整理した。

が最も基本的な論点であり、
は、をどう考えるかに連動している。最も徹底した予防原則を主張するウィングスプレ

ッド声明は、～を否定する。米国の予防的アプローチは、～を肯定し、科学的なリスク分析の枠組みの中に従属的に位置づける。他方、両者の中間に位置する EU は、WTO ホルモン牛肉事件では強力な予防原則を主張したが、その後の欧州委員会「予防原則に関するコミュニケーション」では、予防原則をリスク分析の枠組みの中に位置づけたことにより、米国の主張に近づいた。ただし、厳格な科学的分析に縛られないためのいくつかの留保が付いており、微妙なバランスをとっているともいえる。

とについては、EU は肯定的に(ただし、一般的に認めるのではなく、ケースバイケースとする)、米国は否定的に解する。これらの争点については、以前から国際法上の原則として確立されてきた防止原則(preventive principle)との関係を踏まえて理解する必要がある。多数の学説は、予防原則は従来の防止原則よりも注意義務が厳格化したものであり、予防原則の適用の効果は、防止措置をとる以前に要求される証明の基準を低めること(科学的不確実性の状況)であると考えており、立証責任の転換の効果を一般的に認めていない。予防原則が、慣習国際法上の原則であるかどうかについては、環境分野でさえ学説上賛否両論があり、判例も、総じて慎重な立場である、といえる。

EU の予防原則と米国の予防的アプローチとの差は、理念上は小さくなったように見えるが、現実には、遺伝子組換え作物をめぐる紛争のように、依然として両者間の深刻な摩擦の焦点である。